

注意

10.6.28

最近の労働争議の経過を見るに、往々法規を無視して屋

外運動をなしたり、或は關係當事者に對して亂暴を働いたり、又は濫りに就職希望者に對して妨害的行動等をして、常軌を逸する行動が尠くない様である、斯の如きは健實なる労働運動の進展の上から云つても、公安秩序を維持する上から云ふても面白からぬ事である。

他人の自由を妨げたり、法規を無視したりすると、已むを得ず斷乎たる處置を執らねばならぬ事となる故、此際各位は徒らに一時の感情に驅らるゝ事無く、慎重なる言動を執らるゝ様注意せられたい。

尙昨今各位の私宅を訪問して家人等に對し暴行脅迫又は誘惑煽動などをして居る事實を見聞するが、此等の爲めに不安の念を懷き、又は被害を蒙つた人は、遠慮無く其詳細の模様を、即時最寄の警察署又は派出所に口頭手紙其他便宜の方法にて届出られたい。

大. 阪. 府. 警. 察. 部

大 阪 府 警 察 部

昭和28年6月20日